

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

月 企 地 号
令和 6 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 月形町地域公共交通活性化協議会
住 所 樺戸郡月形町 1 2 1 9 番地
代表者氏名 会長 堀 光一

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和6年 月 日

(名称)

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

月形町は、岩見沢市方面へ通じる路線バス（月形線）、新篠津村方面へ通じる村営バス（江別月形線）、町内を循環する住民混乗可能なスクールバス（4路線）、令和2年5月に廃止となったJR札幌線の代替交通手段として、札幌市や当別町方面へ通じる代替バス（月形当別線）と、浦臼町方面へ通じる代替バス（月形浦臼線）の新たな運行により構成される公共交通機関網が広がっている。

令和2年4月から運行している代替バスは、JR札幌線の代替として札幌市・当別町・浦臼町方面へと通じる機能を有しており、通学・通勤を目的とした利用者にとっては必要不可欠な交通手段となっているが、人口減少等の理由から、公共交通機関の利用者は減少しており、今後も行政に係る負担は増加することが予想される。

今後の人口減少・高齢化を踏まえて、利用促進を図りながら、地域間幹線系統（月形線及び月形当別線）や地域内フィーダー系統（月形浦臼線）を確保・維持し、住民の生活交通手段を存続させていくことを目的とする。

なお、申請内容は、浦臼町の策定する計画にも記載している。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標****【町民の広域的な生活交通を支援する公共交通の確保】**

JR札幌線が廃止となったことから、札幌市・当別町方面あるいは浦臼町方面への広域的な生活移動の確保を目的に代替バスの運行を行っている。

町民ニーズに即した代替バスを運行し、月形・浦臼間のバス路線の延べ利用者数、収支率の増加及び公的資金投入額の抑制を指標として設定する。

【月形・浦臼間の利用者数】

R7年度（R6.10.1～R7.9.30）目標値：3,703人

※R5年度（R4.10.1～R5.9.30）の利用者数「3,641人」を踏まえ、R7年度の目標値「3,703人（1.7%増＝3,702.8人）」を目指す。

※「月形町地域公共交通計画」のP53より、公共交通「公共交通（路線バス）利用者数」の増加率1.7%を参考とする。

増加率：1.7%＝目標値（2028）49,000人÷現況値（2022）48,189人

【月形浦臼線の収支率】

R7年度（R6.10.1～R7.9.30）目標値：3.9%以上

※R5年度（R4.10.1～R5.9.30）の収支率「3.9%」を踏まえ、R7年度の目標値「3.9%以上」を目指す。

【月形浦臼線の公的資金投入額】

R7年度（R6.10.1～R7.9.30）目標値：12,344千円以下

※R5年度（R4.10.1～R5.9.30）の公的資金投入額「12,344千円」を踏まえ、R7年度の目標値「12,344千円以下」を目指す。

<p>(2) 事業の効果</p>
<p>月形町・浦臼町間の代替バスを維持することにより、月形町北部から浦臼町南部の集落の高齢者等の通院・買い物・通学などの日常生活に必要な移動手段が確保される。</p> <p>また、幹線（岩見沢市方面及び札幌市方面）と支線（月形町・浦臼町間）とのネットワークが連携されることで効率的な運行体系が実現でき、外出促進・地域活性化にもつながり、沿線町の公共交通全体の利用拡大が図られる。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ JR札幌線代替バスについて、町民の利用状況やニーズを踏まえて、運行ルートや運行時間帯、便数、運賃等の運行内容を検討し、町民等が使いやすいバス路線を整備（月形町地域公共交通活性化協議会、月形町、隣接2町、運行事業者） ・ 月形町内を運行する公共交通の情報発信として、ホームページだけでなく、各種公共交通の運行情報を記載した総合的なバスマップを随時更新し、町民へ配布するほか、観光客向けに町内市街地に整備した交通結節点等での配布。バスの運行情報がリアルタイムで確認できるバスロケーションシステムの導入の検討。（月形町地域公共交通活性化協議会、月形町） ・ 町民の公共交通への意識醸成を図ることを目的とした公共交通に関する地域への出前講座や各種団体等への説明会、講演会の開催（月形町地域公共交通活性化協議会、月形町、町民、町内各種団体） ・ 児童・生徒や高齢者等の町民を対象としたバスの乗り方講習や体験乗車の実施、（月形町地域公共交通活性化協議会、月形町、小中学校、運行事業者） （月形町地域公共交計画 P44、P46、P48～49 参照）
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者</p>
<p>表1のとおり</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>運行事業者への補助金額については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を、月形町及び浦臼町で負担することとしている。（月形町62%・浦臼町38%を負担）</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<p>町民、民生委員児童委員等へのアンケートの実施、各路線の乗降調査、各種懇談会でのヒアリングにより測定する。</p>
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線システムのみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及</p>

びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】	
※該当なし	
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】	
表5のとおり	
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	該当なし
(2) 事業の効果	該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
① 車両の代替による費用削減等の内容	該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策	該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	該当なし

(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<p>令和5年5月31日 令和5年度第1回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な協議事項：月形町地域公共交通網形成計画の評価について 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について 月形町地域公共交通計画の策定について <p>令和5年11月14日 令和5年度第2回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な協議事項：地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について 路線バスの協議事項について 月形町地域公共交通計画の策定に係る現況整理について <p>令和6年2月15日 令和5年度第3回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な協議事項：月形町地域公共交通計画（案）について 令和6年度月形町地域公共交通活性化協議会予算（案）について <p>令和6年5月21日 令和6年度第1回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な協議事項：月形町地域公共交通網形成計画の評価について 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について 札沼線代替バス月形当別線地域旅客運送サービス継続事業実施計画（案）について
19. 利用者等の意見の反映状況
<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年5月に民生委員児童委員協議会に定額ハイヤー事業の説明、月形当別線の乗降調査の実施 ・令和5年7月に民生委員児童委員協議会に月形町地域公共交通計画、南空知地域公共交通計画の策定に係るアンケートの説明 ・令和5年12月に月社会福祉協議会の老人クラブ、民生委員児童委員協議会で月形町地域公共交通計画策定に係る追加アンケートの説明 ・令和6年3月に民生委員児童委員協議会で、中央バス月形線廃線及び代替交通の協議状況の説明 ・令和6年4月に老人クラブ（市南サロン）に令和6年度札沼線バスダイヤ、中央バス月形線廃線に係る協議状況の説明

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 樺戸郡月形町1219番地

(所 属) 月形町企画振興課地域振興係

(氏 名) 主任主事 樋浦 翔太

(電 話) 0126-53-2325

(e-mail) chiikishinko@town.tsukigata.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節

別紙

のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)				
			起点	経由地 営業区域	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)	
月形町	株式会社美唄自動車学校	(1) 月形浦臼線	浦臼駅	札比内駅	月形駅	往 19.3km 復 19.5km	364 日	1,700.0 回			路線定期運行	①	下段モータース月形当別線と北海道中央バス月形線の町内交通結節点(月形駅等)と接続するダイヤ設定などの措置を講じる。	③	
						往 km 復 km	日	回							
						往 km 復 km	日	回							
						往 km 復 km	日	回							
						往 km 復 km	日	回							

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	月形町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	3,691
交通不便地域	3,691

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
3,691	町内全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
月形町地域公共交通計画	令和6年3月28日	令和6年度

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）